

## ACSV MONTHLY LETTER

平成29年12月14日、「平成30年度税制改正大綱」が発表されました。給与所得控除・公的年金控除・基礎控除などの所得控除が改正され、所得が高い会社員や公的年金受給者は増税になります。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

### ● 所得控除等の見直し 個人所得税

平成32年分以後の所得税（住民税は平成33年度分以後）について、所得控除などが見直しされます。

給与所得控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律10万円引き下げ</li> <li>上限額を給与収入850万円で控除額195万円へ引き下げ（改正前は給与収入1,000万円で控除額220万円）</li> </ul>
公的年金等控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律10万円引き下げ</li> <li>上限額を公的年金等収入1000万円で控除額195.5万円とする（他の合計所得金額が1000万円超は更に10 or 20万円引き下げ）</li> </ul>
基礎控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律10万円引き上げ（38万円→48万円）</li> <li>合計所得金額が2400万円超は減額され2500万円超でゼロ</li> </ul>
青色申告特別控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の簿記の原則で記帳している場合の控除額を10万円引き下げ（65万円→55万円）</li> <li>電子申告の場合は65万円</li> </ul>
配偶者・扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>控除対象者の合計所得金額を48万円へ（改正前は38万円）</li> </ul>
配偶者特別控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>控除対象配偶者の合計所得金額を48～133万円（改正前は38～123万円）</li> <li>給与収入のみの場合では、控除対象者となるのは給与収入103～201.4万円で、平成30年分以後とほぼ変更なし</li> </ul>

給与収入が850万円を超える場合、公的年金等収入が1000万円を超える場合などは増税になりますが、合計所得金額が2400万円以下の個人事業主は減税となるほか、配偶者・扶養控除対象者も増えることとなります。

### ● 所得拡大促進税制の改正 法人税

給与の支給額を増やした中小企業に対する所得拡大促進税制の要件が簡素化されます。

役員や役員の親族等を除く「国内雇用者」に対する給与等支給額が前期より増加し、かつ雇用保険対象の「国内雇用者」に対する一人当たり平均給与等支給額が前期より1.5%以上増加した場合は、原則として給与等支給額の増加額×15%の税額控除を受けることが認められます（法人税額の20%が上限）。

この改正は、平成33年3月31日までに開始する事業年度までとされています。

### ● 事業承継税制の特例の創設 相続税・贈与税

会社の後継者が、代表権を有していた者から、贈与または相続等により、その会社の非上場株式を取得した場合には、その全ての非上場株式に係る贈与税または相続税の全額について、納税が猶予されます。

内容	現行制度	特例制度
対象株式	発行済株式の2/3に達するまで	取得した全ての株式
納税猶予税額	贈与：全額 相続：80%	贈与：全額 相続：全額
雇用確保要件	経営承継後5年間に雇用の8割を下回れば納税猶予打ち切り	左の場合でも、その理由書を都道府県に提出すれば納税猶予継続可能
人的要件	先代経営者1名⇒後継者1名	先代経営者ほか複数名⇒後継者1名 先代経営者1名⇒後継者複数名も可能
猶予期限の確定事由※の納付金額	当初の税額のまま納付	経営環境の変化等の一定要件満たせば、税額を再計算して納付

※猶予期限の確定事由：非上場株式の譲渡・合併・解散等

この特例制度を受けるためには、認定経営革新等支援機関の指導等を受け、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出し、中小企業経営承継円滑法の認定を受けなければなりません。

この改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与または相続等に適用されます。

## ● その他の改正

- ・ たばこ税は段階的に1箱60円増、加熱式も段階的に紙巻の7～9割の税額まで増
- ・ 訪日外国人が帰国や日本人が出国する際に、国際観光旅客税として1人当たり1000円を徴収（航空料金に含む）
- ・ 森林環境税の創設（1人年1000円）
- ・ 中小企業の交際費損金算入限度の特例（年800万円）、少額減価償却資産の損金算入の特例（1個30万円未満で年300万円以下）を2年間延長

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

### 【年末年始休業のお知らせ】

また、年末年始の休業は12月30日（土）から1月3日（水）です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。